



株式会社設立 サービスのご案内 (会社設立 in 大阪)

※印刷してお読み頂ければ幸いです

※この資料にてご案内する株式会社設立サービスの対象地域は基本的に以下の地域となります。

なお、下記地域につきましては、交通費、日当はいただきません。

大阪府

大阪市全域 堺 高槻 東大阪 吹田 茨木 豊中 枚方 寝屋川 八尾
岸和田 摂津 池田 箕面 守口 大東 門真 四条畷 交野 柏原 富田林
河内長野 松原 羽曳野 藤井寺 大阪狭山 泉大津 和泉 高石 泉佐野
貝塚 泉南 阪南 その他大阪府内全域

兵庫県

神戸市全域 尼崎 西宮 芦屋 伊丹 宝塚 川西 三田 猪名川 明石
加古川 高砂 三木 多可 姫路

京都府

京都市全域 向日 長岡京 大山崎 宇治 城陽 八幡 京田辺 久御山 井手
木津川 笠置 亀岡 南丹 京丹波 福知山

奈良県

奈良市全域 生駒 大和郡山 天理 橿原 香芝 大和高田 平群 三郷 王寺
斑鳩 河合 上牧 安堵 川西 三宅 広陵 田原本

滋賀県

大津 草津 守山 栗東 高島 近江八幡 安土 東近江

和歌山県

和歌山市全域 岩出

この資料は、会社設立 in 大阪から資料請求頂いた方の資料です。

〒661-0044 尼崎市武庫町1丁目27-15-202

行政書士とみなが行政法務事務所

行政書士 富永英治

ご依頼・お問い合わせ TEL:06-6431-0927

受付時間 平日 9:00~19:00

土曜日 9:00~17:00

☆ 目 次 ☆

- ◎ごあいさつ
- ◎お客様ご自身で手続きされた場合の株式会社設立費用
- ◎電子定款で4万円節約
- ◎株式会社設立サービスの内容と特色
- ◎株式会社設立サービスの料金
- ◎株式会社設立サービスの流れ
- ◎税理士さんを無料でご紹介
- ◎ご自身で設立した場合に付きまとうリスク
- ◎とみなが行政法務事務所に依頼するメリット
- ◎報酬額相場について
- ◎お客様が抱く疑問や不安について
- ◎行政書士とみなが行政法務事務所の顧問契約のご案内
- ◎行政書士「とみなが」のプロフィール

【ごあいさつ】

みなさま、こんにちは。とみなが行政法務事務所の
富永英治です。

このたびは、弊事務所HP「会社設立 in 大阪」にご
興味を持っていただき、また、当資料をご請求いた
だきまして、誠に、ありがとうございます。

弊事務所では会社法施行以前より会社設立業務
を専門に取り扱い、日々、自己研鑽に励み、お客
さまに対して、より良いサービスを提供できるよ
う心がけております。



行政書士 富永英治

弊事務所では、まだ電子定款を取り扱っている事務所が全国で数える程しかなかった
時から、電子定款の代理作成を行っております。

電子定款は、行政書士が代理作成できるもので、本来の紙媒体で作成した定款に比べ
て4万円の収入印紙が要らないというメリットがございます。

(株式会社を設立するには、「定款」(契約書の一種です)を作成して、公証人の認証を
受ける必要があります。)

このため、弊事務所にご依頼いただければ、会社設立費用のうち、収入印紙代の4万
円を節約することができます。

会社設立されるお客様は千差万別です。

起業、副業、法人成り、業種、目的などそれぞれが違ったものになります。

大事なのは会社を作るのではなく、よりよいスタートを切る事です。

弊事務所は、お客様と面談を行い、お客様の事業を良く理解し、必要に応じたコンサル
ティングと、最適な会社設立を提案・実施いたします。

弊事務所にご依頼いただければ、会社設立時に発生する時間や労力の大幅節約、不安
の解消を図ることができます。

また、税理士や社会保険労務士、弁理士、弁護士、司法書士と提携し、お客様を総合
的にサポートして参ります。

弊事務所が会社設立手続きを通して、みなさまのお役に立つことができるならば、これほ
どの幸せはございません。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

【お客様ご自身で設立された場合の会社設立費用】

☆ご自身で設立した場合の会社設立費用

まず、株式会社を設立するのにいくら掛かるのかを、明確にしておきましょう。

ここで、ご紹介する会社設立費用を、まず頭に置いておいてください。

ご自身で設立する場合の株式会社設立費用

項目	金額	使う場所	備考
定款認証料	52,000円	公証役場	正確には、約52,000。実際には52,020円など。
印紙税(定款)	40,000円	公証役場	定款に貼り付けする収入印紙代です。
登録免許税	150,000円	法務局	資本金2,142万円以下の場合。
合計	242,000円		

上記の費用は、いわゆる法定費用というもので、ご自身で設立する場合でも必ず必要になる費用です。

というわけで24万2千円が必要になるのですが、実際にはこれだけではありません。

それは会社印鑑代です。

株式会社を設立する際には、会社印が必要になります。

実際に登記で必要になるのは会社代表者印(会社実印)だけですが、印鑑屋さんでは、代表者印の他に銀行印や角印(会社認印)、ゴム印をセットにし割安で販売しています。

これらの印鑑は安いもので、およそ1万5千円から3万円程度します。

また、会社設立登記完了後には、会社登記簿や会社印鑑証明を取得することになります。会社登記簿は1通600円、会社印鑑証明は1通450円掛かります。

この取得する通数にもよりますが、会社設立登記後は5千円程度の費用を見ておく必要があります。

その他にも、ご自身の印鑑証明書を取得したり、資本金を振り込んだりしますので、数百円程度の費用が掛かりますが、あまり考えなくても良いでしょう。

というわけで、結局はご自身で株式会社を設立する場合、約26万2千円～約27万7千円の費用が掛かるということになります。

さて、この費用を頭に入れていただいた上で、次のページから、いよいよ弊事務所の会社設立サービスをご案内させていただきます。

【電子定款で4万円節約】

さて、株式会社設立サービスについてお話しする前に、電子定款について触れておきます。

会社を設立する際には、定款(契約書的一种で会社の憲法といわれます)を作成する必要があります。

実は、この定款には印紙税法により4万円の収入印紙を貼る事になっています。

しかし、電子定款はコンピューター上のファイルが原本になりますから、印紙の貼りようもなく、電子文書は印紙税法の対象外になります。

このため、電子定款を作成すれば、4万円の収入印紙代がかかりません。

しかし、電子定款を作成するとなると、専用のソフトや電子署名を購入する必要があり、またオンライン申請が必要なため、約10万円の費用と手間暇がかかります。

このため、実質、電子定款はプロが作成する定款になっています。(4万円の収入印紙代を節約するのに、それ以上の費用と手間を掛けていたのでは、本末転倒です。)

実際、電子定款の作成と認証手続きは、紙媒体で行うよりも手間が掛かりますが、全て弊事務所で行いますので、お客様は、定款を作成する必要もなく、全く負担を掛けることはありません。

ちなみに電子定款は、CDに格納された電子文書が原本になりますが、「同一情報の提供」という形で紙媒体の定款謄本もお渡しいたします。

株式会社設立サービスは後でご紹介しますように、それ相応の報酬をいただくことになるのですが、上記の電子定款の作成により、4万円の収入印紙代が要らなくなりますので、結果論ではありますが、ご自身で会社設立する場合と弊事務所の会社設立サービスをご利用いただいた場合との差額は、かなり少なくなります。

会社設立を依頼するということ自体、書類作成の煩わしさから解放されるのは勿論のことですが電子定款の作成により、お客様の実質の負担を低く抑えることができます。

さて、今度こそ株式会社設立サービスについてご案内いたします。

【株式会社設立サービスの内容と特色】

とみなが行政法務事務所の株式会社設立サービスは、基本部分とオプション部分とに分かれております。

＜基本部分＞

・お客様との面談

会社設立前、設立手続き中および会社設立後に面談が可能です。
お客様には、分からないことや不安な事が多々あるものです。
それらの相談に応じ、よりよいスタートが切れるよう、コンサルティング致します。

・会社設立基本事項の確認

会社設立にあたって、商号や本店所在地、事業目的などを決めていただく必要があります。
とみなが行政法務事務所は、お客様の事業などに合わせて、最適な内容となるよう、手助け致します。

・商号調査および事業目的の設定

現在、類似商号規制は撤廃されましたが、依然、不正競争防止法などにより、商号差し止め請求がくるなど、多少のリスクがあります。
このリスク排除を目的として、同一市区町村内に同じ事業目的で、同一または酷似した商号の会社が無いか、商号調査を行います。
また、許認可などに対応するための確な事業目的を設定致します。

・会社設立にかかる全ての書類作成

作成する書類の種類は、個々のケースにより変わりますが、主に以下のようなものになります。

- ・株式会社設立登記申請書
- ・OCR申請用紙
- ・登記委任状
- ・定款(電子定款)
- ・電子定款作成および認証に係る委任状
- ・発起人会議事録
- ・取締役会議事録
- ・取締役および代表取締役の就任承諾書
- ・払い込みがあったことの証明書
- ・調査書
- ・財産引継書
- ・資本金の額の計上に関する証明書
- ・印鑑届出書

・公証役場への電子定款認証手続

公証役場に赴き、電子定款の認証を受けます。

・登記申請

登記申請は、弊事務所と同じ事務所の司法書士藤永卓司にて行います。
司法書士は登記の専門家であり、確実な設立登記をお約束いたします。

・会計や税金に関する無料相談

会計に関する無料相談と、税理士さんの無料紹介・無料相談を提供いたします。
これは、希望者のみですが、特に税理士さんは幅広い人選が可能で、かなり高い確率でお客様にピッタリの税理士さんをご紹介することができます。
時期はいつでも構いません。

・新会社設立案内状や株主総会議事録などの雛型をプレゼント

下記の書類を無料で作成、進呈いたします。

- ・新会社設立案内状(新規設立・法人成り)
- ・株主名簿
- ・株主名簿記載事項証明書
- ・定時株主総会議事録雛型
- ・臨時株主総会議事録雛型(役員報酬)

・顧問契約<法務コンサルティング>が無料<無期限>

各種変更登記を始め、契約書、就業規則、債権回収、許認可など各種ご相談に応じます。
はっきりいって無期限ですので、いつでもお気軽にご連絡ください。
(書類作成に至る場合は別途、報酬をいただきます。)
行政書士とみなが行政法務事務所の顧問契約については、P25をご覧ください。

・各種専門家のご紹介

税理士の他にも、弁護士、司法書士、弁理士、社会保険労務士の先生をご紹介いたします。
いつでも、ご相談ください。

次にオプション部分の内容です。

<オプション部分>

・会社代表者印・会社銀行印・会社角印(材質:柘、各印鑑皮袋付き) 印鑑ケースおよび会社ゴム印(ユニット印)の発注

とみなが行政法務事務所では、お客様の代わりに会社印3点セットおよび会社ゴム印を発注するサービスを行っております。

なお、追加料金をいただければ、材質を黒水牛またはオランダ水牛に変更することもできます。

・登記完了後の登記簿謄本および印鑑証明書、印鑑カードの取得

会社設立登記完了後に、登記簿謄本、印鑑証明書および印鑑カードを取得するサービスです。もちろん、取得に必要な書類は全て弊事務所で作成いたします。

・税務署(法人設立届、給与支払事務所開設届、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書など)、府・県税事務所(法人設立届)、市区町村役場(法人設立届)への届出代行

会社設立後、税務署、府・県税事務所、市区町村役場への届出を代行するサービスです。これにより、お客様の手間と時間を大幅に節約することができます。

さて、次は気になる費用についてご説明いたします。

【株式会社設立サービスの料金】

☆株式会社設立サービスの料金

株式会社設立サービスの料金体系を6～8ページに書きました<基本部分>と<オプション部分>とに分けてご案内いたします。

<基本部分>(6P～7P参照)

弊事務所報酬: 48,000円(税込)

上記代金には、司法書士の書類作成及び申請費用、交通費、日当などが含まれております。

<オプション部分>(8P参照)

①会社代表者印・会社銀行印・会社角印(材質:柘、各印鑑皮袋付き)、印鑑ケースおよび会社ゴム印(ユニット印)の発注

印鑑代: 10,000円(税込)

注)会社印鑑代は、お客様ご自身で設立する場合でも、絶対に必要になる費用です。

②登記完了後の登記簿謄本および印鑑証明書、印鑑カードの取得

弊事務所報酬: 5,000円(税込)

上記報酬額と併せて、取得通数分の登記印紙代(登記簿謄本=1通:600円、印鑑証明書=1通:450円)が必要になります。

注)上記登記印紙代は、お客様ご自身で設立する場合でも、絶対に必要になる費用です。

③税務署(法人設立届、給与支払事務所開設届、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書など)、府・県税事務所(法人設立届)、市区町村役場(法人設立届)への届出代行

弊事務所報酬: 10,000円(税込)

次に法定費用のご案内です。

弊事務所に株式会社設立手続きを依頼していただいた場合の法定費用は202,000円となります。(収入印紙代の4万円が不要)

☆株式会社設立費用(総額)のご案内

分かりやすいように、2通りのご依頼パターンを例示させていただきます。

ご依頼パターン①

＜基本部分＞のみのご依頼

- ・弊事務所報酬:48,000円(税込)
- ・定款認証料(法定費用):52,000円
- ・登録免許税(法定費用):150,000円

合計:250,000円

注)上記の場合、会社印鑑代および会社設立後の謄本・印鑑証明書の取得費用はお客様にてご用意いただくことになります。

ご依頼パターン②

＜基本部分＞＋＜オプション①(会社印鑑)および②(謄本などの取得)、③(税務署などへの届出代行)＞をご依頼

※登記簿謄本3通(1通=600円)、印鑑証明書1通(1通=450円)取得の場合

- ・弊事務所報酬:63,000円(税込)
- ・会社印鑑代:10,000円(税込)
- ・定款認証料(法定費用):52,000円
- ・登録免許税(法定費用):150,000円
- ・会社謄本取得料(法定費用):1,800円(3通)
- ・印鑑証明取得料(法定費用):450円(1通)

合計:277,250円

ここで4ページ下のご自身で設立した場合の会社設立費用(約26万2千円～約27万7千円)と比較してみてください。

比較した結果、ご依頼パターン②の場合で、その差額は約**-250円**～約15,250円となります。

ですので、実質、この差額費用**(あるいはお得)**で会社設立専門家に手続きを申し込むことになります。

ご依頼パターン②の場合、税務署、府・県税事務所、市役所への届出代行も行います。時間と手間をさらに削減できます。

【株式会社設立サービスの流れ】

☆とみなが行政法務事務所の株式会社設立サービスの流れ

①行政書士 富永英治 までご連絡ください。

お電話またはホームページのお問い合わせ・お申込みフォームからお願いいたします。

TEL:06-6431-0927

お問い合わせ・お申込みフォーム

<http://cgi.tomy-office.com/mail.html>

②お客様と行政書士 富永英治との間で面談を行い、新会社設立の内容について打ち合わせを行います。

お客様ご指定の場所に赴き、行政書士 富永英治が直接面談いたします。

最も重要となる基本事項(会社名、本店所在地、目的、資本金、株主構成、役員構成、資本金など)について、会社設立専門家としてアドバイスさせていただきます。

また、その他相談などもお受けいたします。

事前に会計や税金について、より詳しくご相談されたいお客様には、税理士による無料相談もお受けしております。(紹介料・相談料は無料でございます。)

※ご面談のお時間が取れない場合などは、電話またはメールのみでの打ち合わせも可能でございます。

③印鑑証明書および身分証明証(コピー)をご用意いただきます。

発起人(株主)になられる方および役員になられる方の印鑑証明書をご用意いただきます。

(発起人および役員になられる方は2通取得していただきます。)

この印鑑証明書の原本は、書類押印時にいただきますが、事前にFAXまたはメール添付していただきます。(郵送していただいても構いません。)

これは、会社設立書類において、住所・氏名を印鑑証明書通りに記載するために、事前に必要になります。

また、身分証明証(コピー)は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認のために必要になります。身分証明証(コピー)は、運転免許証、健康保険証、パスポートなどが該当いたします。

④会社印鑑を発注いたします。(オプションご依頼時)

商号調査の後、問題が無ければ、弊事務所にて会社印鑑を発注いたします。

(オプションご依頼時)

お客様の方で、印鑑を発注される場合は、弊事務所から商号に問題が無い旨の連絡があった後に、お願いいたします。

⑤会社設立に必要な全ての書類を作成いたします。

お客様との面談に基づいた内容にて、会社設立に必要な全ての書類を作成いたします。

また、定款につきましては公証人確認後のものを事前にFAXまたはメールにて、お客様にその内容をご確認いただきます。

⑥書類への押印と株式会社設立費用のお支払

作成した書類をお持ちした上で、お客様ご指定の場所にお伺いし、押印手続きを行います。お客様には、弊事務所から事前に連絡します実印、印鑑証明書、会社代表者印などをご持参いただきます。

(会社代表者印は、お客様承諾の上、登記申請時まで預らせて頂く場合がございます。)

また、この時に会社設立費用(弊事務所報酬および法定費用)を現金にて、お支払いいただきます。

(書類押印時までにお振り込みいただく形でも結構でございます。)

※お客様がお会いできない時など、郵送による手続きも可能でございます。この場合、お支払いはお振り込みにてお願いいたします。

⑦電子定款の認証を受けます。

指定公証役場へ赴き、電子認証を受けてまいります。

⑧資本金の振り込み手続きを行っていただきます。

弊事務所が電子定款の認証を受けた後、お客様にご連絡いたしますので、お客様にて資本金のお振り込みをお願い致します。

(振り込み要領は、面談時にご説明いたします。)

⑨株式会社設立登記申請

管轄法務局に赴き、登記申請を行います。

登記申請後、認証済みの定款謄本や会社設立後の届出案内、新会社設立案内状などをお渡しいたします。

また、会社代表者印をお預かりしていた場合は、この時にお返しいたします。

※登記申請日を指定していただくことも可能でございます。

(登記申請日が会社設立日となります。)

登記が完了しましたら、お客様にご連絡いたします。

⑩登記簿などの取得および税務署などへの届出(オプションご依頼時)

登記完了後、登記簿謄本、印鑑証明書および印鑑カードを取得いたします。

また、税務署(法人設立届、給与支払事務所開設届、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)、府・県税事務所(法人設立届)、市区町村役場(法人設立届)への提出をいたします。

上記オプションご依頼の場合は、この時点で、認証済みの定款謄本、会社設立後の届出案内、新会社設立案内状、登記簿謄本、印鑑証明書、印鑑カード、税務署などへの届出書の控えなどをお渡しいたします。

会社代表者印をお預かりしていた場合は、この時にお返しいたします。

(弊事務所では会社印を発注していた場合も、この時にお渡しいたします。)

また、会計や決算申告など、税理士の紹介をご希望のお客様には、お客様のご要望に応じた税理士の先生をご紹介いたします。

【税理士さんを無料でご紹介】

「経理は自分でやりたい」、「経理は妻にしてもらおう」・・・
「でも、まず何から始めたら良いのか分からない！！」

「もうすぐ決算だけど、何もしていない・・・！！」

以前からこんな声が良く寄せられていました。

経理をご自身でまたはご家族がされる場合でも、**税務上重要なのは初期設定になります。**
売上が上がれば、節税の余地も増えますが、それ以前の場合ですと、**節税に絡む作業は初期設定**といえます。

ちなみに、初期設定とは、資本金以外の事業に要する資産や備品の取り扱いをどのようにするか決定することです。

また、消費税の課税業者・免税業者の選択も含まれます。

消費税に関してですが、資本金1,000万円未満の会社を設立すると、最初の2期は消費税が免税となり、その恩恵を受けるのが通常です。

しかし、場合によっては、敢えて消費税課税業者を選択した方が、結果的に節税になる場合があります。

会社設立当初で、設備投資や諸経費がかさむ一方で、あまり売上が期待できない場合は預かる消費税よりも支払う消費税の方が多くなり、その分、消費税の還付を受けられる場合があります。

これは、大規模な設備投資を予定している場合でも、検討すべき事柄となります。

また、売上の大部分が輸出売上となる場合などは、輸出売上については消費税を預かることはないので、支払う消費税の方が多くなり、上記と同様に消費税の還付を受けられる場合があります。

ただし、いったん消費税課税業者を選択すると、2年間は消費税課税業者を継続する必要があるので、十分な検討が必要になります。

というわけで、最初から税理士さんに関わってもらい、その税理士さんに初期設定をしていただき、そこから記帳指導を受けるというやり方が税金上、そして時間的に有効といえます。
記帳でわからないところは税理士さんが教えてくれるので、自分で勉強する必要もなく、時間の節約になります。

上記は法人成りの場合でもあてはまります。

個人の決算と法人の決算とでは、その書類の分量が大幅に変わります。

個人事業の時にご自身で経理・申告をしていた場合でも、税理士さんのサポートを受けることを強くお勧めいたします。

なぜなら、決算申告の煩雑さの他に、法人成りの場合は、個人資産の法人への移転をどのようにするかといった問題もあり、初期設定において節税に絡む要素がより大きいからです。

また、税理士さんに申告を任せれば、今までの記帳内容を全てチェックしてくれるので、間違いがなくお勧めです。

既に売上が多いのであれば普段からの節税対策を含めた顧問契約がお勧めですが、そうでない場合は、上記のように、経理のサポート&決算申告といった内容の顧問契約がお勧めです。

無理に高い顧問契約を結ぶ必要はないと考えています。

また、税理士さんとの契約は、基本的に一度限りを前提とするものではありませんので、説明の分かりやすさや費用面は勿論のこと、「性格」や「ある程度融通が利く」、「税務調査対策に力を入れている」、「事務所が近くで連絡が取りやすい」など、税理士の先生の人柄や方針なども考慮に入れたうえで契約を結ぶ必要があります。

逆に、お客様の意図に合わない税理士の先生の場合、無理に契約せず、はっきり断ることも必要です。

とみなが行政法務事務所は(株)イーネット(<http://www.expert-net.co.jp/>)と提携しております。(株)イーネットには全国3,000社以上の税理士事務所、会計事務所が登録しており、全国各地でも、お客様のニーズにマッチした最適な専門家をご紹介しますことができます。

税理士さんの紹介につきましては、まず弊事務所にご連絡いただき、ご要望事項(費用、地域、相談したい内容など)を簡単にお伺いし、紹介会社である(株)イーネットの担当者にお引継いたします。

税理士さんの紹介ですが、紹介手数料や初回面談料は一切かか

りません。

税理士の紹介は、下記URLからも可能です。
弊事務所の、あるお客様からいただいたご感想も掲載しております。

<http://www.expert-net.co.jp/g/tomy/>

なお、下記URLから(株)イーネットの紹介動画をみていただくことができます。

<TOKYO MX テレビ「企業魂」より>

<http://tinyurl.com/24xcksc>

【ご自身で設立する場合に付きまとうリスク】

ホームページを見ておられる方々の中には、「会社設立本があるし」、「知り合いも自分でやってみたいだ」ということで、自分で会社設立しようと考えている方もいるかもしれません。

しかし、法律素人の方が、自分で会社設立するということは、相当な労力と時間を費やすものであると認識した方が良いでしょう。

ここでは、ご自身で会社設立した場合に生じるリスクについて書きます。

自分で会社設立するリスク①：時間と労力の浪費

全くの素人の方が、会社設立手続きを行おうとすれば、その会社設立本などのマニュアルを購入し、それを読み漁り、そして、会社設立事項を決定するのに悩みます。

会社設立マニュアル本ですが、これは行政書士などの専門家が出している場合が多いです。執筆者は、このマニュアル本の印税だけを目当てにしている訳ではありません。

当然、宣伝も兼ねています。

ですから、いわゆる「かゆい」ところまで説明しているマニュアル本は、まずありません。

このマニュアル本だけ読んで、何もなくすんなり申請できたということは聞いたことがありません。

というわけで、法務局などにも相談に行くことになります。

法務局も教えてくれますが、所詮公務員ですので、法律用語が自然に飛び交います。

また、どういう内容の会社にすれば良いかなどといったコンサルティングは全くしてくれません。

株式会社か？ 合同会社か？、商号は？、資本金は？、事業目的は？、役員構成は？、決算日は？・・・と、悩みながら(あるいは適当に)進めていくことになるでしょう。

そうして会社を設立するのに、およそ50時間前後の時間が掛かると考えられます。

また、事業を行う上で、会社設立手続きに詳しくなっても、正直、得にはなりません。

こういった手続きに時間を割くのは、商売上、無駄といって過言ではありません。

より良い会社を作るために、こういったことは専門家に任せ、相談相手を手に入れておくことこそが重要と考えております。

自分で会社設立するリスク②：不安を抱えたままの設立

上にも書きましたが、まず、会社設立事項で悩む事になります。

また、手続中にも定款認証や登記申請など、順調にいか不安やプレッシャー抱える事になります。

そして、会社設立後の手続や運営においても一抹の不安を抱えたまま、事業を開始していくことになります。

自分で会社設立するリスク③： 無駄な費用、手間、税金が発生するかもしれない

なんとか会社を設立したとして、いざ、事業を始める際に、事業を開始できない場合があります。

特に許認可が必要な事業は要注意です。

会社の本店所在地、事業目的、役員構成、資本金など、許認可の要件を満たしていないと、その許認可を取得できずに、事業を開始することすらできません。

また、許認可が必要でない場合でも、本店所在地、役員構成、資本金、決算月などの設定により、税金上得になる場合もあれば損をする場合もあります。

これを改善するために、変更登記を行えば、また余計な手間と費用が掛かります。ましてや、その為に事業が開始できないともなれば、その分、損失が大きくなります。

会社の作り方ではなく、どのような内容の会社を作るかといった視点でのコンサルタントが必要なのです。

☆経営者として

経費は節約することが大事です。

しかし、そのために多大な時間と労力を消費するのは、経営者としては大いに考え物です。

従業員であれば、働いていれば給料が貰えますから、経費削減だけを考えていけばよいのかも。 (本当は、それも問題ですが。。。)

しかし、経営者ならば時間を有効に使い、それを利益に結び付けていくことが必要です。

会社設立は重要な手続ですが、お客様にとりましては会社設立そのものが目的ではないはず

目的は、お客様の事業を円滑に立ち上げ、成功させることにあります。

単に面倒な会社設立手続きを外注するというだけではなく、必要なコンサルティングを受け、その人物と知り合いになっておくというだけでも、経営者としては大いにプラスになります。

とはいっても、費用があまりないので、自分でやるしかない・・・と思われる方もおられるかもしれません。

しかし、こんな時こそ経営資源(お金、労力、人材など)の選択と集中が必要になります。**弊事務所のサービスには電子定款作成が含まれており、結果的に約3万円程度余分にお支払いいただく事になります。**

その費用と、ビジネスにとって最も必要な事に使う時間と労力を比較してみてください。

会社設立は、簡単にできるような手続ではありません。

弊事務所のお客様のお知り合いの方でも、「何度も法務局に行った」、「大変だったということしか記憶にない」などという言葉聞いております。

会社を自分で作るということは、それだけビジネスに結び付く活動ができないということであり、事業の開始そのものが遅れることとなります。

費用が少ないといって、ご自身で手続を行っている、以下のような負のサイクルに陥ってしまいます。

①費用があまりない→②全て自分でやる(間違っただけかたになる可能性もある)→③対外活動・営業活動ができなくなる→④なかなか利益が生まれない→⑤さらに資金が不足する

行政書士とみなが行政法務事務所にご依頼いただければ、最適な内容の会社設立を行うだけでなく、お客様の様々な不安や疑問にお応えしていきます。

弊事務所にご依頼されたお客様は、会社設立を依頼している最中にも、事業準備を着々と進め、既に売上の見込みが立っている方がとても多いです。

せっかく、経営者になるのですから、是非、成功したいものです。

行政書士 富永英治は起業家のみなさまを応援しております！！

次のページでは、弊事務所に会社設立手続きをご依頼いただいた場合のメリットについて、ご紹介いたします。

【とみなが行政法務事務所に依頼するメリット】

とみなが行政法務事務所に会社設立を依頼するメリットについて、ご紹介いたします。

メリット①: 手続きにかかる時間および労力が80～90%削減されます

当事務所に依頼された場合、お客様にさせていただくことは、主に印鑑証明書の取得、資本金の払込手続きだけになります。

一番難しい部分の書類作成や、公証役場への定款認証手続き、法務局への申請などは、弊事務所が代理で行います。

お客様ご自身が全て手続きを行う場合と比較すると、80～90%の時間および労力の節約になります。

行政書士 富永英治との面談の時間を除いては、殆ど時間を使わない計算となり、50時間前後の時間の節約になります。

これは単に書類作成や行動時間だけでなく、会社設立マニュアル本やを調べたり、法務局へ相談に行く時間も含まれます。

この時間を使って、お客様が本来行うべき今後の事業の発展・成功のために直接結びつけるべく、その労力を一心に注ぎ込むことができます。

メリット②: 最も良い形の会社を作ることができます

行政書士とみなが行政法務事務所は、会社設立手続きを専門としている事務所です。しかし、単に会社設立手続きを代わりに行うということではございません。

登記が確実にできるように書類を作成するのは勿論のことですが、その後の営業許可の取得に問題のないように会社を設立いたします。

また、弊事務所は、会社設立手続きもさることながら、お客様の事業形態や現在の状況を踏まえ、より良い形で事業を開始できるよう、コンサルティングを行うことに意味があると考えています。

ご自身で手続きする場合や、書類作成だけを代行してもらう場合などでは、なかなか伝えられない事を、十分にお伝えし、事業がスムーズに開始できる事はもとより、税金面でも有利になるように、最適な会社を設立することに尽力いたします。

・お客様の事業内容やビジョンに則した機関設計をご提案し、これに合った最適な定款を作成致します。(事業目的以外にも目を配ります。)

・作成した定款内容は、認証前にお客様に内容をご確認いただき、また、その内容についてもご説明させていただきます。

・お客様が付けた商号に問題が無いか確認し、不正競争防止法などによる類似商号として商号の差し止め請求などに対応するため、同一市区町村内における類似商号調査も行います。

メリット③:柔軟な対応

お客様との協議で決定しました設立内容に基づき、手続を進めさせていただきますが、その途中で設立内容を変更していただいても、その変更部分に関する手続が終了するまででしたら、対応させていただきます。

(当初予定していなかった現物出資を行う、事業目的を追加するなど。)

また、お客様のご希望納期にも人一倍こだわります。

可能な範囲で、早期に会社設立できるよう、尽力いたします。

さらに、会社設立日のご指定も承ります。

メリット④:お客様とのコミュニケーションを大事にします

弊事務所では、面談を始め、常に電話やメールなどお客様と連絡を取りながら、会社設立手続を進めてまいります。

会社設立手続におきましては、大切な書類をお預かりすることもあります。

弊事務所は会社設立手続中におきましても、お客様のところへお伺いし、書類の授受や書類の説明、そして押印をいただきに上がります。

もちろん、その際に様々なご相談に応じ、お客様の不安解消と、ご要望にお応えして参ります。

行政書士 富永英治は、お客さまにとって話しやすい身近な専門家でありたいと願っております。

お客様には、常に分かりやすい説明を心がけております。

メリット⑤:会社設立後の無期限サポート

行政書士 富永英治は、会社設立後も、お客様から何時でもお声を掛けていただける専門家でありたいと願っております。

会社設立後も会計記帳や税金、社会保険、契約、雇用、許認可など何かと手続がございます。

会社設立時および会社設立後も無期限で、お客様の様々なご相談に応じ、弊事務所はもとより、必要に応じて弊事務所の専門家ネットワークを駆使して、対応させていただきます。

弊事務所は、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公認会計士などといった各士業はもとより、融資手続の専門家、ホームページ制作業者など幅広いネットワークがございます。

お客様には、会社設立手続きのご依頼をきっかけとして、将来メリットとなる人脈を得ることができます。

メリット⑥:ご要望に応じた最適の税理士を無料でご紹介いたします

会社設立後は、経理や税務の専門家である税理士さんのサポートが、多かれ少なかれ必ず必要になります。

弊事務所は、(株)イーネットとの提携により全国どこでも、3,000社以上の税理士・会計士事務所の中から、お客様のご要望に応じた(地域、費用、性格、サービス、年齢など)にマッチした税理士さんをご紹介することが可能でございます。

ご紹介料および初回相談料は無料でございます。

また一度に3人の税理士さんと面談するといったことも可能でございます。

もちろん、契約するかどうかは、お客様の自由でございます。

また、もし(株)イーネットからの紹介税理士で、お客様のご希望にそぐわなかった場合は、弊社事務所提携の税理士さんをご紹介いたします。

メリット⑦:明朗会計

弊事務所の会社設立報酬は、この資料に記載の料金以外一切発生致しません。

明示しております基本報酬およびオプション報酬以外に追加費用などをいただくことはございません。

補足

行政書士とみなが行政法務事務所は、会社設立するにあたり、どの会社形態(株式会社か合同会社か)が望ましいのか、役員の人選、資本金の額、現物出資、融資、助成金、さらには会計記帳、税金、社会保険などにつきましても、弊事務所はもとより必要に応じて弊事務所の専門家ネットワークを駆使して、それらのご相談、ご要望にお応えいたします。

弊事務所の会社設立サービスに関しまして、オプションサービスもご利用いただければ、法務局への登記簿謄本などの取得や税務署、府・県税事務所、市区町村役場への届出も行いますので、お客様の時間と労力を更に削減することができます。

登記申請は登記の専門家である弊事務所と同じ事務所の藤永司法書士が行います。司法書士からも再度、お客様に対して意思確認を行い、間違いのない会社設立をお約束いたします。

【報酬額について】

報酬額相場についてですが、下表をご覧ください。

これは日本行政書士会連合会が2年に一度行う報酬額統計調査による、平成22年度の調査結果の抜粋です。

平成27年度報酬額統計調査結果 (<https://www.gyosei.or.jp/about/disclosure/reward.html>)

242 会社設立手続

〈前回:226〉

回答者	5万円		10万円		15万円		20万円		25万円		30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
	5万円未満	10万円未満	15万円未満	20万円未満	25万円未満	30万円未満									
374	29	142	132	48	15	2	6	102,854	8,208	450,000	100,000				
100.0%	7.8%	38.0%	35.3%	12.8%	4.0%	0.5%	1.6%				55件				

これによれば会社設立の平均報酬額は102,854円であることが分かります。

ちなみに、弊事務所の報酬額は、この平均額はもちろんのこと、最も回答の多かった10万円よりも安い報酬額となっております。

※上表の報酬額には会社印鑑代はもちろんのこと、税務署などへの届出費用は含まれておりません。

行政書士とみなが行政法務事務所は、会社設立業務において、日々研鑽を積み、常に高いレベルのサービスを提供できるよう心がけております。

しかしながら、平均報酬より低いのは、会社設立業務を専門とし、業務効率を高めているからです。

【お客様が抱く疑問や不安について】

●お客様の疑問・不安①

どこの地域でも行きとどいたサービスをしてくれるのか？

行政書士とみなが行政法務事務所は、兵庫県尼崎市にあります。
しかし、近畿圏の方でも、尼崎市または尼崎市近隣の方以外の方の場合は、私(富永英治)に依頼することに抵抗がある方が多いと思います。

ただ、表紙に掲載しております地域につきましては、実際にその地域での設立に実績もあり、お客様に対して、十分かつ迅速なサービスが提供できるものとお約束できる地域です。

表紙に掲載しております地域であれば、どの地域であっても、お客様と十分な面談を行い、コミュニケーションを大切にしながら、かつ、迅速に手続を進めてまいります。

遠いからと、お気遣いなさる必要も全くございません。

●お客様の疑問・不安②

富永英治は本物の行政書士なのか？

富永英治が「本当に国家資格者である行政書士なのか？」と思われる方もおられるかもしれません。

私は、兵庫県行政書士会に所属していますので、これを確認するためには、当会にお問い合わせみてください。

兵庫県行政書士会
〒650-0023
神戸市中央区栄町通5丁目2番16号 イトーピア栄町通ビル
TEL:078-371-6361

行政書士 富永英治
登録番号 第05300554号
兵庫県行政書士会 会員番号 第4079号

また、日本行政書士会連合会のホームページにある会員検索でも検索していただくことができます。

日本行政書士会連合会「会員・法人検索システム」

<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

「氏名又は法人名称」の欄に「富永英治」と入力して検索していただければ出てきます。

注)「富」は上に点の無い「富」です。「富」ではありませんのでご注意願います。

- 22 -

お問い合わせ・お申し込みは

06-6431-0927(受付時間:平日9:00~19:00、土曜日9:00~17:00)へ

●お客様の疑問・不安③

報酬を騙し取ることはないか？

行政書士法第10条により、「行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と行政書士の責務が定められています。

また、同法第12条により、「行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。」と行政書士の秘密を守る義務が定められています。

行政書士が、国民に損害を与えた場合、損害を受けた人はその行政書士に対して懲戒請求をすることができます。

行政書士は国家資格者ですので、もし詐欺的な事をおこない、被害を加えた場合、業務禁止になります。

ですので、しょうもない事をして人生を棒に振ることは、私は絶対にしません。

●お客様の疑問・不安④

富永英治は本当に実務能力があって、信頼できるのか？

弊事務所のHP内において、下記のような、今までのお客様の声を一部ですが、了解を得た上で、ご紹介しております。
ご参考ください。

会社設立されたお客様の声

<http://www.tomy-office.com/voice.html>

■大阪市東淀川区K. Y様(女性 年齢:43歳)

会社設立の際は、お忙しい中、素人の私にも理解できるよう、ご丁寧な説明、ご配慮頂きましたこと心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

■兵庫県淡路市M. T様(男性 年齢:29歳)

素早い対応、迅速な設立ありがとうございました。

仕事が速いので助かりました。

後に予定している変更登記など、その節はまたよろしく願います。

■大阪府豊中市M. T様(男性 年齢:60歳)

先日は、いろいろとご助言いただき、ありがとうございました。

おかげさまで、念願どおり会社を設立し、活動を開始することができました。

面倒なクライアントだったと思いますが、私としては先生にめぐり合うことができ大変よかったですと喜んでおります。今後とも、何かありましたらご助力願います。

- 23 -

お問い合わせ・お申し込みは

06-6431-0927(受付時間:平日9:00~19:00、土曜日9:00~17:00)へ

●お客様の疑問・不安⑤

いきなり、会社設立を申し込んで大丈夫か？

富永英治と会うこともなく、会社設立を申し込んで大丈夫だろうかと考えておられる方もおられると思います。

そのような方のために、行政書士とみなが行政法務事務所では、「まずは面談コース」というサービスをご用意しております。

「まずは面談コース」

面談料は**無料**です

お客さまご指定の場所まで行政書士富永が出張し、直接お客さまのご相談に応じます。
ただし、大阪市・尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市(東灘区・灘区・中央区)以外の地域に出向く場合は、別途交通費をいただきます。

お気軽に、お申込みください。

【顧問契約のご案内】

とみなが行政法務事務所は、お客様への継続的サービスとして、法務コンサルティング、書類作成、会計記帳、給与計算等を行っております。

また、これに加えて、(有)GoLiveの協力により、Web関連の継続的サポートも行っております。

基本的なサービス内容と月額費用は下記のとおりです。

また、顧問契約の詳しい内容につきましては、お問い合わせ願います。

＜お問い合わせ＞

お問い合わせ電話番号：06-6431-0927

行政書士とみなが行政法務事務所 顧問契約 価格表

項目	内容	期間/期限/単価	金額
法務コンサルティング	許認可の申請に関する相談	月額費用	5,250円
	定款・議事録・各種契約書・合意書		
	和解書・示談書・各種規程類等の作成に関する相談		
	その他、事業に対する法的助言		
簡単な書類作成	簡単な文書の添削、校正、作成	月額費用	5,250円
	法改正などの情報発信(月1回)		
	登記簿謄本(商業・不動産)の実費のみによる取得		
	※許認可手続及び法的判断を加える書類作成は、上記書類作成範囲をご契約のお客様に限り、別途行政書士会の統計による、その該当する平均報酬額の2割引にて対応致します。 ※登記簿謄本の実費は1通につき1,000円になります。		
会計記帳代行	月間仕訳件数：50件まで	月額費用	15,750円
	月間仕訳件数：150件まで	月額費用	21,000円
	月間仕訳件数：250件まで	月額費用	26,250円
	月間仕訳件数：300件まで	月額費用	36,750円
	月間仕訳件数：301件以上	月額費用	応相談
	※会計記帳には、記帳の他に請求書・領収書などの証書類の貼付整理、ファイリングと月次試算表 勘定元帳の作成、送付が含まれます。		
給与計算事務	月次給与計算：5人まで	月額費用	10,500円
	1人増加につき	月額費用	1,050円
	※給与計算事務には、給与明細、賞金台帳の作成、送付が含まれます。		
ドメイン名取得代行		1回	5,250円
ドメイン名運用	.com	1年間(初年度)	1,995円
	.com	1年間(次年度以降)	3,360円
	.jp	1年間(初年度)	4,200円
	.jp	1年間(次年度以降)	7,140円
サーバレンタルA	サーバレンタル手続費用	初期費用	1,575円
	サーバA利用料 ・ディスク容量：200MB ・メールアドレス：14個まで	月額費用	350円

サーバレンタルB	サーバレンタル手続費用	初期費用	5,250円
	サーバB 利用料 ・ディスク容量:10GB ・メールアドレス:9個まで	月額費用 (3ヶ月/6ヶ月/12ヶ月単位)	1,365円
ホームページ作成	5ページ程度	1回	52,500円
WEB更新サポート	電話、メールでのご相談 更新作業(月1~2回程度)	月額費用	18,900円
	<small>※更新内容をメールにてお知らせいただきます。</small> アクセス解析レポートの提出(月1回)		
WEB更新サポート (訪問あり)	電話、メールでのご相談 訪問による更新作業(月1~2回程度)	月額費用	21,000円
	<small>※更新作業を一括に行います。</small> アクセス解析レポートの提出(月1回)		

パックサービスによる割引も行っております。

割引例

項目	内容	期間/期限/単価	金額
法務パック	法務コンサルティング	月額費用	7,350円
	簡単な書類作成 <small>※許認可手続及び法的判断を加える書類作成は、上記書類作成顧問をご契約のお客様に限り、 別法務取書士会の統計による、その該当する平均報酬額の2割引にて対応致します。 ※定額集積本の採費は1通につき1,000円になります。</small>		
経理事務パック	会計記帳代行 月間仕訳件数:50件まで 給与計算事務 月次給与計算:5人まで	月額費用	18,900円
WEBパック	ドメイン名取得代行、運用 .com/.jp	1回	63,000円
	サーバAレンタル手続費用 サーバA利用料 ・ディスク容量:200MB ・メールアドレス:14個まで ホームページ作成 5ページ程度		
経営サポートパック	WEB更新サポート	月額費用	42,000円
	法務コンサルティング 簡単な書類作成 会計記帳代行 月間仕訳件数:100件まで		

【行政書士富永のプロフィール】

事務所所長: 富永 英治 (行政書士)
1971年8月7日生 (39歳)
(滋賀県長浜市出身 血液型: A型)

●趣味

- ・料理: 中華とかイタリアンなど。たまに作ります・・・たまに・・・
- ・音楽鑑賞(クラシック音楽): 中学の時に吹奏楽部にいましたので、その影響です
- ・子供と遊ぶ(?): 嫁さんと小学生の2人の息子がおります

●好きなもの

- ・鉄道: 子供の頃は鉄道マニアでした
- ・車: 以前A級ライセンスを取って、いくつかのサーキットを走ってました
- ・阪神タイガース: 小学2年生の時から阪神ファンです

●この世から1番無くなって欲しいと思うもの

- ・ムカデ: 以前、田舎のアパートに暮らしていた時、お風呂場にムカデが侵入してきて気絶しそうになりました(笑)

自分の生い立ちと目の病気

私(富永)は、生まれながらにして、先天性の眼震症という目の病気にかかっております。子供の頃からいくつかの病院を回りましたが、現在でも治らないようです。近視、乱視に加えて眼震症・・・。

ただ、顔を上の方に向けると何故か、眼振がほぼ治まります。車の免許も一時はあきらめかけていましたが、おかげさまで、今は車にも乗れています。

充実した小学・中学生活

小学校の頃はサッカーをしていました。(ポジションはミッドフィルダー)ただ、私は目が悪いため、小さいボールを追いかけるスポーツ(野球など)は苦手でした。(観るのは好きですが・・・)

中学校は、サッカー部が無かったこともあり、なぜか一転して吹奏楽部に。私は、ホルンを吹いていました。

無気力人間への墮落・・・

ところが、高校受験を控えた時ぐらいから、受験戦争に嫌気がさしたのか、どんどん、勉強もあまりしないようになってしまいました。

取り敢えず高校は、進学校と言われるところには行ったのですが、そこでは、本当に勉強はせず、遊んでばかりいました。

そんな中、公立の短期大学に進学。

しかし、そこでも当然のように遊んでいました。

卒業後は、地元の工場(昭和アルミニウム(株)(現:昭和電工(株))に就職。

この頃は、現在のいわゆる「ニート」と呼ばれる人々に近い状態でした。

不況の煽りを受け、会社も大変なことに…、そして独立

仕事の方では、製造現場から営業、品質保証の仕事を経験してきましたが、バブル崩壊から始まる不況の煽りを受けて、会社も大変でした。

会社の業績は悪化し、私の所属していた事業部も分社化の道を辿りました。

途中、会社の合併や2度に渡るリストラがあり、その後、私も移籍するか本体(昭和電工(株))に戻るか、決断をせまられました。

私は、この時、無謀にも本体に頼らない決意をしました。

(この時、既に私は行政書士を目指していました)

そして、移籍の後、行政書士試験に合格。

(幼い子供が2人いる中、協力してくれた家族には、本当に感謝しています)

すぐにでも、独立したかったのですが、当時、私がやっていた品質保証担当部門に私1人しかいなかったことと今までの会社への恩義もあり、そのまま2年間は在職し、その後、円満退職。

しかし、あまりお金があっても、人間は頑張れないもの…。

常に緊張感の中で、頑張るしかない、もう後戻りはできない、家族のためにも…。

そんな決意を胸に、開業に踏み切りました。

起業支援の専門家への道

「会社設立の専門家」として尼崎で開業し、大阪、兵庫はもちろんのこと、滋賀、京都、奈良とほぼ関西一円に渡って活動しております。

その間、様々な起業家の支援を行う中、こちらから情報提供するだけでなく、お客様の方からも、たくさんの情報をいただき感謝いたしております。

会社法施行後も株式会社および合同会社の設立業務を主軸として現在に至っております。

今後さらに皆様のお役に立てるよう更なる業務のレベルアップを図っていく所存でございます。

～ とみなが行政法務事務所の会社設立に関する執筆など ～

- ・平成17年4月、月刊誌「国際グラフ」にて、弊事務所の会社設立サービスについて取材を受け、紹介されました。
- ・平成18年5月、中小企業経営研究会出版の「早分かり新会社法」に、弊事務所の解説記事が掲載されました。
- ・平成19年3月、富士通株式会社公式HP内「AzbyClub」にて弊事務所の解説記事「新会社法下での起業方法」が掲載されました。

お申込み・お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

・「同じ目線で話ができる」

・「これまでの先生の中で1番話しやすい」

・「今後のことも相談させてほしい」

上記は、よくお客様から言っていただけの言葉です。

お気軽に、お問い合わせください。
(お問い合わせは無料です。)



行政書士とみなが行政法務事務所

行政書士 富永英治

TEL:06-6431-0927

受付時間 平日 9:00～19:00

土曜日 9:00～17:00

FAX:06-6431-7100

Mail:info@tomy-office.com

お申込み・お問い合わせフォーム

<http://www.setsuritsu-oosaka.com/mailform.html>